

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市林地区土地改良区から役員
の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成21年4月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更前 後の別	役員の 種 類	氏 名	住 所
変更前	理 事	吉峰 幸夫	高松市林町1917番地
変更後	理 事	吉峰 幸夫	高松市林町2508番地4